

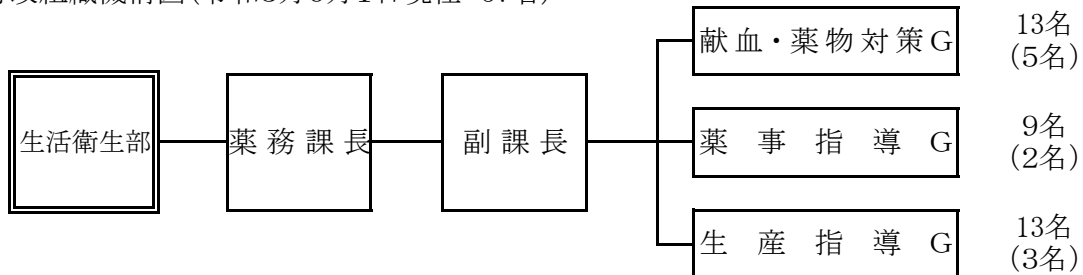
# I 機構及び予算

## 1 機構

### (1) 沿革

- ア 昭和21年11月 衛生部の新設に伴い薬務課(庶務、薬事、資材の3係)発足。
- イ 昭和37年10月 麻薬係を新設し、庶務薬事、薬事監視、薬事生産の4係となる。
- ウ 昭和40年 1月 機構改革により、庶務、薬事、監視、生産、麻薬の5係となる。
- エ 昭和43年 7月 機構改革により庶務係が廃止され、薬事、監視、生産、麻薬の4係となる。
- オ 昭和52年 5月 機構改革により係の廃止、新設で薬事、営業、生産の3係と麻薬・監視、安全・情報の2班となる。
- カ 昭和54年 6月 機構改革により営業指導、生産指導の2係と薬事・献血、麻薬・監視、安全・情報の3班となる。
- キ 昭和56年 6月 機構改革により薬事献血、麻薬・監視、安全・情報、営業・生産の4班となる。
- ク 平成 元年 4月 班の再編により管理・献血、監視指導、安全・情報、薬事指導の4班となる。
- ケ 平成 9年 4月 班の再編により管理・献血、薬事・安全情報、薬物対策、生産指導の4班となる。
- コ 平成17年 4月 機構改革により衛生部と福祉部が統合され、保健福祉部薬務課となる。また、管理・献血班の名称が献血推進班に変更される。
- サ 平成22年 4月 機構改革により保健福祉局生活衛生部薬務課となる。また、献血・薬物対策グループ、薬事指導グループ、生産指導グループの3グループ体制となる。
- シ 平成30年 4月 機構改革により健康医療局生活衛生部薬務課となる。

### (2) 行政組織機構図(令和3年6月1日現在 37名)



※ ( )内は臨時的任用職員、非常勤職員で内数

### (3) 職員数

区分	事務職員	技術職員 (薬剤師)	計
人員	10名 (うち臨任1名・非常勤5名)	27名 (うち臨任2名・非常勤2名)	37名 (10名)

### (4) 事務分掌

薬務課長	小笠原 規之
薬務課副課長	原田 賢
献血・薬物対策グループリーダー	中山 啓一
薬事指導グループリーダー	黒澤 淑子
生産指導グループリーダー	土屋 こづえ

(各グループ別分掌事務)

**献血・薬物対策グループ** (内線4964, 4965, 4972, 4973, 4974)

- 1 人事、服務、研修に関すること
- 2 県議会に関すること
- 3 課の予算編成に関すること
- 4 決算・監査に関すること
- 5 文書の管理に関すること
- 6 各種表彰事務に関すること
- 7 物品調達事務に関すること
- 8 総合計画策定に関すること
- 9 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(採血所に係ることを除く)の施行に関すること
- 10 献血思想の普及啓発及び献血の表彰に関すること
- 11 献血推進協議会に関すること
- 12 薬剤師法の施行に関すること
- 13 薬剤師免許申請等の進達に関すること
- 14 大麻取締法、覚醒剤取締法(免許等に係るものを除く)、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法及び医薬品医療機器等法(指定薬物関係)の施行に関すること
- 15 麻薬、向精神薬、大麻、覚醒剤及びけしの取扱者等の免許、指定、届出に関すること
- 16 麻薬等違反事件の捜査に関すること
- 17 薬物乱用対策推進本部に関すること
- 18 麻薬等監視指導に関すること
- 19 覚醒剤等薬物乱用防止対策事業に関すること
- 20 危険ドラッグ対策に関すること
- 21 不正大麻・けし撲滅運動に関すること
- 22 麻薬等薬物相談員及び中毒者の観察指導に関すること
- 23 麻薬中毒者の措置入院及び麻薬中毒審査会に関すること
- 24 他グループに属しない事項に関すること

**薬事指導グループ** (内線4967, 4968, 4969, 4970)

- 1 医薬品医療機器等法(販売業関係)の施行に関すること
- 2 配置販売業の許可、届出、身分証明書の交付及び品目台帳の整備に関すること
- 3 医薬品医療機器等法にかかる行政処分(販売業関係)に関すること
- 4 薬局機能情報報告・公表制度の運用に関すること
- 5 薬事等監視指導(販売業関係)に関すること
- 6 医薬品等の収去・試買(販売業関係)に関すること
- 7 登録販売者試験及び販売従事登録に関すること
- 8 薬事講習会(販売業関係)の開催に関すること
- 9 薬剤師及び薬事監視員の研修に関すること
- 10 医薬分業の推進に関すること
- 11 かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着に関すること
- 12 医薬品等安全対策事業の企画に関すること
- 13 「薬と健康の週間」事業に関すること
- 14 薬物情報の収集、整理及び提供に関すること

- 15 薬物情報電話サービスに関する事
- 16 国有ワクチンのあっせんに関する事
- 17 災害時医薬品等の確保対策に関する事
- 18 医薬品及び医療材料の価格調査に関する事
- 19 医薬類似品(いわゆる健康食品)等の試買検査に関する事
- 20 毒物及び劇物取締法の施行(製造業及び輸入業を除く)に関する事
- 21 毒物劇物監視指導(製造業及び輸入業を除く)に関する事
- 22 毒物及び劇物取締法に係る行政処分(製造業及び輸入業を除く)に関する事
- 23 薬事審議会に関する事
- 24 後発医薬品の安心使用促進に関する事

**生産指導グループ** (内線4976, 4977, 4978, 4979, 4980)

- 1 医薬品医療機器等法(製造販売・製造業関係)の施行に関する事
- 2 医薬品等の製造販売・製造業の許可・登録及び医療機器修理業に関する事
- 3 医薬品及び医薬部外品の製造販売承認に関する事
- 4 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)等の指導に関する事
- 5 国家検定等に関する事
- 6 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(採血所に係ることに限る)の施行に関する事
- 7 毒物劇物取扱者試験に関する事
- 8 毒物劇物監視指導(製造業及び輸入業に限る)に関する事
- 9 毒物及び劇物取締法に係る行政処分(製造業及び輸入業に限る)に関する事
- 10 毒物劇物製造業及び輸入業の登録、届出に関する事
- 11 薬事講習会(製造販売・製造業関係)の開催に関する事
- 12 医薬品医療機器等法に係る行政処分(製造販売・製造業関係)に関する事
- 13 薬事等監視指導(製造販売・製造業関係)に関する事
- 14 医薬品等の収去(製造販売・製造業関係)に関する事

(5) 監視員等配置状況

令和3年5月2日現在

区分		① 薬事 監視員	② 毒物劇物 監視員	③ 覚醒剤 監視員	④ 麻薬 取締員	⑤ 麻薬立入 検査員	⑥ 麻薬中毒 患者立会人	⑦ あへん 監視員	⑧ 血液法の 規定による 立入検査員
本 庁	技術	28	26	24	6	24	6	7	17
	事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	28	26	24	6	24	6	7	17
保 健 福 祉 等	技術	98	82	62		58			
	事務								
	小計	98	82	62		58			
計		126	108	86	6	82	6	7	17

(根拠法令) ①医薬品医療機器等法第68条 ⑤麻薬及び向精神薬取締法第50条の38

②毒物及び劇物取締法第18条 ⑥ 〃 第58条の6

③覚醒剤取締法第33条 ⑦あへん法第44条

④麻薬及び向精神薬取締法第54条 ⑧安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第24条

## (6) 行政対象の状況

業種	区市別		NO	県合計 (注6)	県 域								
					平	塚	秦	野	鎌	倉	三	崎	小
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	製造販売・製造業	第一種	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第二種(体外診断薬を除く)	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		体外診断用品	3	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		医薬品	4	241	9	6	6	4	10				
		体外診断薬を除く(注1)	5	89	4	3	0	0	8				
		体外診断薬に限る	6	25	1	1	1	0	0				
		薬局	7	241	9	6	6	4	10				
		医薬部外品製造販売業	8	53	4	1	1	0	0				
		医薬部外品製造業	9	132	5	8	1	0	12				
		化粧品製造販売業	10	140	4	5	8	0	2				
		化粧品製造業	11	222	5	10	5	0	14				
		医療機器第一種	12	28	0	1	0	0	0				
		医療機器第二種	13	63	1	0	0	0	3				
		医療機器第三種	14	42	3	1	0	0	0				
		医療機器製造業	15	234	6	7	0	0	6				
		医療機器修理業	16	277	5	6	2	1	4				
		再生医療等製品製造販売業	17	1	0	0	0	0	0				
		再生医療等製品製造業(注2)	18	4	0	0	0	0	0				
	小計	19	1,819	56	55	30	9	69					
	薬局	20	4,009	159	108	135	19	124					
	店舗販売業	21	1,509	57	48	39	8	60					
	卸売販売業	22	580	21	9	4	2	21					
	薬種商販売業	23	1	0	0	0	0	0					
	特例販売業	24	0	0	0	0	0	0					
	配置販売業	25	183	-	-	-	-	-					
	小計	26	6,282	237	165	178	29	205					
	医療機器	高度管理医療機器等	27	4,244	144	113	119	15	119				
	販売業	管理医療機器	28	22,244	739	491	573	68	618				
	医療機器	高度管理医療機器等	29	1,503	55	34	32	2	48				
	与業	管理医療機器	30	1,878	147	36	61	8	147				
	再生医療等製品販売業	31	47	1	1	1	0	2					
	計	32	38,017	1,379	895	994	131	1,208					
毒物及び劇物取締法	毒物劇物製造業	33	177	19	12	2	0	10					
	毒物劇物輸入業	34	109	7	1	2	0	2					
	毒物劇物一般販売業	35	2,331	120	56	49	8	101					
	毒物劇物農薬用品目販売業	36	189	20	14	3	12	21					
	毒物劇物特定品目販売業	37	60	6	0	1	1	4					
	特定毒物研究者	38	76	4	5	2	0	1					
	毒物劇物業務上取扱者	39	146	7	1	2	0	1					
	特定毒物使用者	40	9	0	1	0	0	2					
計	41	3,097	183	90	61	21	142						
大麻及び向精神薬取締法	大麻卸売業者	42	28	0	0	0	0	4					
	大麻小売業者	43	3,187	122	78	116	16	93					
	特定大麻等原料卸小売業者	44	152	11	2	2	1	7					
	大麻施用者※	45	16,306	435	913	641	54	325					
	大麻管理者※	46	1,009	35	29	50	7	36					
	大麻診療施設*	47	3,222	116	93	159	20	102					
	大麻研究者※	48	129	15	7	6	0	6					
	大麻研究施設*	49	78	7	6	5	0	3					
	向精神薬卸売業者	50	7	1	0	0	0	0					
	向精神薬試験研究施設	51	132	6	4	5	0	4					
計	52	24,250	748	1,132	984	98	580						
覚醒剤取締法	覚醒剤施用機関(注7)	53	3	0	0	0	0	0					
	覚醒剤研究者	54	28	0	2	2	0	0					
	覚醒剤原料取扱者	55	63	5	2	1	0	7					
	覚醒剤原料研究者	56	21	3	0	0	0	3					
計	57	115	8	4	3	0	10						
大麻研究者(注3)	58	16	0	0	0	0	0						
けし栽培者(注4)(注7)	59	1	0	0	0	0	0						
採血業(注5)	60	10	0	0	0	0	0						
行政対象数計(*を除く)	61	62,206	2,195	2,022	1,878	230	1,835						
施設数計(※を除く)	62	48,062	1,833	1,172	1,345	189	1,573						

(注1) 地方厚生局長許可施設5施設を含む。

(注2) 地方厚生局長許可施設4施設

(注3) 大麻取締法 (注4) あへん法 (注5) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

令和3年3月末現在

(保健福祉事務所、保健福祉事務所センター)				保健所設置市									NO
足柄上	厚	木大	和	小計	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	藤沢市	茅ヶ崎市 (寒川町含む)	小計		
0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	3	1	
0	1	0	1	7	2	0	1	0	1	1	11	2	
1	0	0	1	6	2	1	0	1	1	0	10	3	
3	10	11	59	101	33	28	9	10	1	1	182	4	
2	11	1	29	39	10	6	2	1	1	2	60	5	
2	1	1	7	10	3	4	1	0	0	0	18	6	
3	10	11	59	101	33	28	9	10	1	1	182	7	
1	4	3	14	25	6	4	1	3	0	0	39	8	
6	20	4	56	29	21	20	1	4	1	1	76	9	
1	9	6	35	77	12	9	0	7	0	0	105	10	
6	31	5	76	73	34	30	0	8	1	1	146	11	
1	0	2	4	16	6	1	0	1	0	0	24	12	
2	5	2	13	29	14	5	0	2	0	0	50	13	
1	3	0	8	22	5	4	1	2	0	0	34	14	
10	22	6	57	103	40	23	3	7	1	1	177	15	
4	28	8	58	150	36	19	2	11	1	1	219	16	
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	17	
1	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	3	18	
44	156	60	479	792	260	182	30	67	9	9	1,340	19	
50	208	131	934	1,626	608	310	193	224	114	114	3,075	20	
18	95	59	384	586	231	126	59	81	42	42	1,125	21	
8	87	20	172	230	66	59	20	22	11	11	408	22	
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	23	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	25	
76	390	210	1,490	2,443	905	495	272	327	167	167	4,609	26	
41	266	134	951	1,828	671	331	168	199	96	96	3,293	27	
231	1,569	601	4,890	9,429	2,746	2,257	1,182	1,197	543	543	17,354	28	
18	121	50	360	725	266	131	1	0	20	20	1,143	29	
50	350	121	920	501	146	224	5	3	79	79	958	30	
0	5	1	11	22	5	5	1	2	1	1	36	31	
460	2,857	1,177	9,101	15,740	4,999	3,625	1,659	1,795	915	915	28,733	32	
4	11	8	66	44	40	9	3	6	9	9	111	33	
1	2	3	18	53	22	4	5	3	4	4	91	34	
28	168	79	609	928	343	177	81	124	69	69	1,722	35	
10	23	4	107	22	6	34	4	10	6	6	82	36	
0	2	4	18	27	2	6	3	3	1	1	42	37	
1	6	1	20	32	11	6	4	2	1	1	56	38	
1	4	6	22	58	53	5	2	5	1	1	124	39	
0	0	0	3	5	1	0	0	0	0	0	6	40	
45	216	105	863	1,169	478	241	102	153	91	91	2,234	41	
0	7	0	11	9	3	2	1	2	0	0	17	42	
33	152	86	696	1,330	506	231	159	174	91	91	2,491	43	
1	19	6	49	56	18	7	3	15	4	4	103	44	
119	641	332	3,460	6,585	3,018	1,505	662	748	328	328	12,846	45	
17	56	32	262	401	142	77	49	57	21	21	747	46	
48	160	93	791	1,357	422	203	152	198	99	99	2,431	47	
2	4	0	40	46	14	15	2	10	2	2	89	48	
2	2	0	25	30	10	4	1	7	1	1	53	49	
0	1	0	2	3	1	0	0	1	0	0	5	50	
6	10	2	37	41	23	13	2	14	2	2	95	51	
228	1,052	551	5,373	9,858	4,157	2,057	1,031	1,226	548	548	18,877	52	
0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3	53	
0	0	0	4	16	4	1	0	2	1	1	24	54	
2	7	1	25	20	6	5	3	3	1	1	38	55	
0	1	0	7	5	8	0	0	0	1	1	14	56	
2	8	1	36	41	20	6	4	5	3	3	79	57	
0	0	0	0	14	1	0	0	0	1	1	16	58	
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	59	
0	2	0	2	5	2	0	0	1	0	0	8	60	
685	3,973	1,741	14,559	25,440	9,226	5,722	2,643	2,975	1,458	1,458	47,464	61	
597	3,434	1,470	11,613	19,795	6,484	4,332	2,083	2,365	1,207	1,207	36,266	62	

(注6)「行政対象数計」及び「施設数計」は、配置販売業のみ全県一括で表示しているため県合計と地域別内訳の計が一致しない。

(注7) 地方厚生局長許可を含む。

## 2 令和3年度 当初予算

### (1)事業体系

会計01：一般会計	歳出ID	要求 分析区 分	県 性 質 別	予 算 額
款05：衛生費				
項04：医薬費				
目05：薬務費				
<b>公会計事業0658: 献血・薬物対策費</b>				
事業08：献血事業推進費				
細事業02：献血推進費				
細々事業09: 献血推進事業費	516140	A4	単C	1,217
事業19：麻薬等薬物乱用防止対策費				
細事業01：麻薬対策費				
細々事業01: 麻薬対策推進費	516150	A4	法義	2,427
細々事業02: 麻薬中毒者入院措置費	516168	A4	法義	210
細事業02：薬物乱用防止対策費				
細々事業01: 薬物乱用防止対策推進費	516151	A4	単C	15,380
細々事業03: 薬物乱用防止指導員協議会事業費補助	516153	A4	単B	1,620
<b>公会計事業0659: 薬事指導費</b>				
事業01：薬事指導費				
細事業01：薬事指導運営費				
細々事業01: 医薬品販売業許可等事務費	516001	A4	法義	37,908
細々事業02: 薬事審議会費	516002	A4	単A	1,389
細事業12：医薬分業体制整備事業費				
細々事業13: 薬局情報提供推進事業費	516146	D4	法義	4,752
細事業18：医薬品等製造業指導費				
細々事業01: 医薬品等製造販売・製造管理指導事業費	516105	A4	法義	2,159
細々事業02: 医薬品・医療機器等申請システム運営事業費	516106	A4	単C	1,585
細事業20：医薬品検定事務等調査費				
細々事業01: 検定及び経済調査費	516147	D5	国委	16,371
細事業22：薬局機能強化・連携体制構築事業費				
細々事業01: 薬局機能強化・連携体制構築事業費	516157	D5	国委	4,000
事業02：医薬品等安全対策費				
細事業02：医薬品等安全対策事業費				
細々事業01: 医薬品等安全対策推進事業費	516067	A4	単C	900
細事業08：医薬品情報等提供事業費補助				
細々事業01: 医薬品情報等提供事業費補助	516148	A4	単B	2,394
細事業09：毒物劇物取締及び取扱指導費				
細々事業01: 毒物劇物対策費	516149	A4	法義	2,137
細事業11：衛生研究所検査機器等更新事業費（薬務課）				
細々事業01: 衛生研究所検査機器等更新事業費（薬務課）	516159	B1	単C	15,823
事業13：災害時医薬品等確保体制整備事業費				
細事業01：災害時医薬品等確保体制整備事業費				
細々事業01: 災害時医薬品等確保体制整備事業費	516113	A4	単C	3,330
事業21：在宅医療推進費				
細事業02：在宅医療多職種連携推進事業費（医療介護基金）				
細々事業02: 在宅医療多職種連携推進事業費	516169	B1	単C	500
事業23：薬局感染拡大防止対策事業費補助				
細事業01：薬局感染拡大防止対策事業費補助				

## (2) 総括

(単位:千円)

事業名	R3年度 当初予算額 (A)	R2年度 当初予算額 (B)	前年度対比 (A)-(B) (% A/B)	(A)の財源内訳		
				国庫支出金	特定財源	一般財源

## 公会計事業:0658献血・薬物対策費

1 献血事業推進費	1,217	3,938	△ 2,721 (30.90)	0	(財産収入) 3,982	△ 2,765
2 麻薬等薬物 乱用防止対策費	19,637	25,974	△ 6,337 (75.60)	(国庫負担金) 142	(負担金) 20 (使手) 23,278	△ 3,803

## 公会計事業:0659薬事指導費

3 薬事指導費	68,164	69,815	△ 1,651 (97.64)	(委託金) 20,371	(使手) 94,801 (諸収入) 1	△ 47,009
4 医薬品等安全対策費	21,254	19,467	1,787 (109.18)	0	(使手) 8,893	12,361
5 災害時医薬品等 確保体制整備事業費	3,330	3,629	△ 299 (91.76)	0	(諸収入) 1,627	1,703
6 在宅医療推進費	500	1,000	△ 500 (50.00)	0	(繰入金) 500	0

合計	114,102	123,823	△ 9,721 (92.15)	20,513 (国庫負担金) 142 (委託金) 20,371	133,102 (負担金) 20 (使手) 126,972 (財産収入) 3,982 (繰入金) 500 (諸収入) 1,628	△ 39,513
----	---------	---------	--------------------	---	--	----------

A4	72,656	79,893	△ 7,237	142	132,602	△ 60,088
B1	16,323	14,286	2,037	0	500	15,823
D1	0	0	0	0	0	0
D4	4,752	4,752	0	0	0	4,752
D5	20,371	24,892	△ 4,521	20,371	0	0

(3) 事業別内訳

事業名	R3年度 当初 予算額	財源内訳			説明	R2年度 当初 予算額
		国庫 支出金	特定 財源	一般 財源		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
<b>1 献血事業推進費</b> (財源内訳) ・ 土地建物等貸付収入(薬務課) 3,982千円	1,217	0	3,982	△ 2,765	<b>(1) 献血推進費</b> ア 献血推進事業費 1,217	3,938
<b>2 麻薬等薬物乱用防止 対策費</b> (財源内訳) ・ 麻薬中毒者入院措置費 自己負担金 20千円 ・ 薬事業務手数料 23,278千円 ・ 麻薬中毒者入院措置費 国庫負担金 142千円	19,637	142 (国庫負担金) 142	23,298 (負担金) 20 (使手) 23,278	△ 3,803	<b>(1) 麻薬対策費</b> 2,637 ア 麻薬対策推進費 2,427 イ 麻薬中毒者入院措置費 210 <b>(2) 薬物乱用防止対策費</b> 17,000 ア 薬物乱用防止対策推進費 15,380 イ 薬物乱用防止指導員協議会事業費 補助(補助率10/10) 1,620	25,974
<b>3 薬事指導費</b> (財源内訳) ・ 薬事業務手数料 94,801千円 ・ 薬事経済調査費委託金 2,624千円 ・ 検定検査事務費等委託金 13,747千円 ・ 薬事指導費委託金 4,000千円 ・ 労働保険料立替収入(薬務課) 1千円	68,164	20,371 (委託金) 20,371	94,802 (使手) 94,801 (諸収入) 1	△ 47,009	<b>(1) 薬事指導運営費</b> 39,297 ア 医薬品販売業許可等事務費 37,908 イ 薬事審議会費 1,389 <b>(2) 医薬分業体制整備事業費</b> 4,752 ア 薬局情報提供推進事業費 4,752 <b>(3) 医薬品等製造業指導費</b> 3,744 ア 医薬品等製造販売・製造管理 指導事業費 2,159 イ 医薬品・医療機器等申請システム 運営事業費 1,585 <b>(4) 医薬品検定事務等調査費</b> 16,371 ア 検定及び経済調査費 (国 10/10) 16,371 <b>(5) 薬局機能強化・連携体制構築 事業費</b> 4,000 ア 薬局機能強化・連携体制構築事業費 (国 10/10) 4,000	69,815



事業名	R3年度 当初 予算額	財源内訳			説明	R2年度 当初 予算額
		国庫 支出金	特定 財源	一般 財源		
<b>4 医薬品等安全対策費</b>  (財源内訳) ・ 薬事業務手数料 8,893千円	千円 21,254	千円 0	千円 8,893  (使手) 8,893	千円 12,361	(1) 医薬品等安全対策事業費 900 ア 医薬品等安全対策推進 事業費            900  (2) 医薬品情報等提供事業費 補助                2,394 ア 医薬品情報等提供事業費 補助(補助率1/3)    2,394  (3) 毒物劇物取締及び取扱 指導費                2,137 ア 毒物劇物対策費 2,137  (4) 衛生研究所検査機器等 更新事業費          15,823 ア 衛生研究所検査機器等 更新事業費          15,823	千円 19,467
<b>5 災害時医薬品等確保体制整備事業費</b>  (財源内訳) ・ 事業収入    1,627千円	3,330	0	1,627  (諸収入) 1,627	1,703	(1) 災害時医薬品等確保体制 整備事業費          3,330 ア 災害時医薬品等確保体制 整備事業費          3,330	3,629
<b>6 在宅医療推進費</b>  (財源内訳) ・ 地域医療介護総合確保 基金繰入金(薬務課) 500千円	500	0	500  (繰入金) 500	0	(1) 在宅医療多職種連携推進 事業費(医療介護基金) 500 ア 在宅医療多職種連携推進 事業費            500	1,000
<b>合計</b>	114,102	20,513	133,102	△ 39,513		123,823

#### (4) 事業の概要

No.	細々事業名	事業内容						
1	献血推進事業費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,217</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 3,938</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 2,721</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 1,217	2年度当初 予 算 額	千円 3,938	比 較 増 減	千円 △ 2,721	安全な血液製剤の安定供給の確保を図るため、神奈川県献血推進計画を定め、若年層を中心に広く県民に献血を呼びかけるなど、献血思想の普及啓発を行う。 (※R3年度は普及啓発の一部は実施見送り)
3年度当初 予 算 額	千円 1,217							
2年度当初 予 算 額	千円 3,938							
比 較 増 減	千円 △ 2,721							
2	麻薬対策推進費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,427</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,939</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 512</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 2,427	2年度当初 予 算 額	千円 2,939	比 較 増 減	千円 △ 512	医療用麻薬等の適正使用のため、麻薬取扱者等の免許事務及び監視指導を行う。 また、麻薬中毒者等の社会復帰を支援するため、麻薬等薬物相談員による観察指導等を行う。
3年度当初 予 算 額	千円 2,427							
2年度当初 予 算 額	千円 2,939							
比 較 増 減	千円 △ 512							
3	麻薬中毒者入院措置費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 210</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 420</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 210</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 210	2年度当初 予 算 額	千円 420	比 較 増 減	千円 △ 210	麻薬中毒者に対し必要な治療を行うため、麻薬及び向精神薬取締法に基づき、薬物乱用のおそれが著しい麻薬中毒者を入院させ、その費用を負担する。
3年度当初 予 算 額	千円 210							
2年度当初 予 算 額	千円 420							
比 較 増 減	千円 △ 210							
4	薬物乱用防止対策推進費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 15,380</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 20,995</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 5,615</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 15,380	2年度当初 予 算 額	千円 20,995	比 較 増 減	千円 △ 5,615	「薬物にクリーンな神奈川」を実現するため、薬物乱用対策推進本部等による乱用防止体制の充実に取り組むとともに、麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用防止の普及啓発の充実や検査分析を行う。 (※R3年度は普及啓発の一部は実施見送り)
3年度当初 予 算 額	千円 15,380							
2年度当初 予 算 額	千円 20,995							
比 較 増 減	千円 △ 5,615							
5	薬物乱用防止指導員協議会 事業費補助 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,620</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,620</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 1,620	2年度当初 予 算 額	千円 1,620	比 較 増 減	千円 0	地域における薬物乱用防止啓発活動を行うため、街頭イベントや講演会開催等に対して補助する。  (1) 事業主体 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会 (2) 負担割合 県 10/10
3年度当初 予 算 額	千円 1,620							
2年度当初 予 算 額	千円 1,620							
比 較 増 減	千円 0							

No.	細々事業名	事業内容						
6	医薬品販売業許可等事務費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 37,908</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 34,641</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 3,267</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 37,908	2年度当初 予 算 額	千円 34,641	比 較 増 減	千円 3,267	医薬品等の販売、取扱いなどにおける安全性と品質を確保するため、医薬品販売業等の許可事務、薬局等の監視指導等を行う。 また、登録販売者の試験及び登録事務を行うとともに、薬事関係の許認可情報を一元化するシステムを運用する。
3年度当初 予 算 額	千円 37,908							
2年度当初 予 算 額	千円 34,641							
比 較 増 減	千円 3,267							
7	薬事審議会費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,389</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,227</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 162</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 1,389	2年度当初 予 算 額	千円 1,227	比 較 増 減	千円 162	知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議し、答申又は意見建議を得るため、神奈川県薬事審議会を運営する。
3年度当初 予 算 額	千円 1,389							
2年度当初 予 算 額	千円 1,227							
比 較 増 減	千円 162							
8	薬局情報提供推進事業費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 4,752</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 4,752</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 4,752	2年度当初 予 算 額	千円 4,752	比 較 増 減	千円 0	県民が適切に薬局を選択できるよう支援するため、ウェブサイト「かながわ医療情報検索サービス」を運用し、県民に情報提供する。
3年度当初 予 算 額	千円 4,752							
2年度当初 予 算 額	千円 4,752							
比 較 増 減	千円 0							
9	医薬品等製造販売・製造管理 指導事業費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,159</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,674</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 515</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 2,159	2年度当初 予 算 額	千円 2,674	比 較 増 減	千円 △ 515	安全で高品質な医薬品・医療機器等の製造・販売を推進するため、医薬品等の製造管理及び品質管理の基準（GMP）等に基づく指導を行う。
3年度当初 予 算 額	千円 2,159							
2年度当初 予 算 額	千円 2,674							
比 較 増 減	千円 △ 515							
10	医薬品・医療機器等申請 システム運営事業費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,585</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,629</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 44</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 1,585	2年度当初 予 算 額	千円 1,629	比 較 増 減	千円 △ 44	医薬品等の許認可事務を合理化・迅速化するため、国が導入した医薬品等FD申請システムを運用する。
3年度当初 予 算 額	千円 1,585							
2年度当初 予 算 額	千円 1,629							
比 較 増 減	千円 △ 44							

No.	細々事業名	事業内容						
11	検定及び経済調査費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 16,371</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 19,892</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 3,521</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 16,371	2年度当初 予 算 額	千円 19,892	比 較 増 減	千円 △ 3,521	医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、国の委託により、後発医薬品の品質評価を行うとともに、医薬品等の生産・輸入価格等の調査を行う。  (1) 事業主体 県 (2) 負担割合 国 10/10
3年度当初 予 算 額	千円 16,371							
2年度当初 予 算 額	千円 19,892							
比 較 増 減	千円 △ 3,521							
12	薬局機能強化・連携体制構築事業費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 4,000</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 5,000</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 1,000</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 4,000	2年度当初 予 算 額	千円 5,000	比 較 増 減	千円 △ 1,000	「患者のための薬局ビジョン」を推進し、薬局機能を強化するため、国が提供するテーマ別モデル事業を実施する。  (1) 事業主体 県 (2) 負担割合 国 10/10
3年度当初 予 算 額	千円 4,000							
2年度当初 予 算 額	千円 5,000							
比 較 増 減	千円 △ 1,000							
13	医薬品等安全対策推進事業費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 900</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,666</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 766</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 900	2年度当初 予 算 額	千円 1,666	比 較 増 減	千円 △ 766	医薬品の適正使用による保健医療向上のため、県民を対象とした医薬品の副作用等の電話相談に応じるとともに、医薬類似品の試買検査を行い、違法製品を排除する。 そのほか、県民・医療関係者（薬剤師等）の漢方薬への理解を促進するため、講演会開催などの普及啓発を行う。（※R3年度は普及啓発は実施見送り）
3年度当初 予 算 額	千円 900							
2年度当初 予 算 額	千円 1,666							
比 較 増 減	千円 △ 766							
14	医薬品情報等提供事業費補助 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,394</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,394</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 2,394	2年度当初 予 算 額	千円 2,394	比 較 増 減	千円 0	医薬品の適正使用を推進するため、薬剤師、医師及び歯科医師を対象とした各種医薬品情報等の提供事業、県民向け啓発事業に対して補助する。  (1) 事業主体 (公社)神奈川県薬剤師会 (2) 負担割合 県1/3、県薬剤師会 2/3
3年度当初 予 算 額	千円 2,394							
2年度当初 予 算 額	千円 2,394							
比 較 増 減	千円 0							
15	毒物劇物対策費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,137</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,121</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 16</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 2,137	2年度当初 予 算 額	千円 2,121	比 較 増 減	千円 16	毒物劇物による危害又は事故の発生を未然に防止するため、毒物劇物製造業者等の登録事務及び監視指導等を行う。また、毒物劇物取扱者試験を実施する。
3年度当初 予 算 額	千円 2,137							
2年度当初 予 算 額	千円 2,121							
比 較 増 減	千円 16							